

令和6年度財政的援助団体等監査

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和6年度の財政的援助団体等監査

(2) 監査の対象

令和5年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

(3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち40団体について、令和6年7月から令和7年2月まで実施した。

（参考）

区 分	実 施 団 体 数
補 助 団 体	24
出 資 団 体	10
指 定 管 理 者	6
合 計	40

(4) 監査の着眼点

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどの観点から実施した。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した40団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、37団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の3団体においては、次のとおり是正又は改善を要する3件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

※指摘事項（法令、規則等に反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

※文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要が認められるもの）

(2) 監査結果の報告等

区 分	監査結果の報告・公表	監査結果に対して講じた措置
議会、知事部局	報告：令和7年3月27日	知事部局からの通知（令和7年5月12日付）
教育委員会	公表：令和7年3月28日	該当なし
公安委員会		該当なし

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

所管部	団体名	事項の内容	講じた措置の内容
保健福祉部	学校法人赤塚学園	教育支援体制整備事業費補助金の実績報告額等に誤りがある。 (鹿児島県教育支援体制整備事業費補助金)	1 県の指導、監督の強化 当該法人に対し、補助金交付要綱等を遵守するよう指導した。 2 当該団体の講じた改善措置 文部科学省から、当該補助対象職員の勤務時間を含む雇用契約書の締結を前年度に行っているため、当該補助金は補助対象外とすべきことを指摘され、実績報告書を訂正した上で、当該補助金を全額返還した。 今後は、補助金交付要綱等を十分確認するとともに、補助内容について疑問が生じた場合は県への事前確

土木部	鹿児島県住宅供給公社	<p>経営健全化計画に取り組み、債務超過額は前年度より減少しているが、依然として多額となっている。(債務超過額47億4,066万余円)</p> <p>(鹿児島県住宅供給公社出資金)</p> <p>(鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金)</p>	<p>認に努めることとした。</p> <p>1 県の指導、監督の強化 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等の支援を継続し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会をはじめ、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売を行うこととしている。 また、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。</p>
危機管理防災局	一般財団法人鹿児島県消防協会	<p>外部債権者に対する旅費の算定を誤っているものがある。(9件 12,835円)</p> <p>(鹿児島県防災研修センター指定管理者)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 当該法人に対し、旅費の適切な執行を行うよう、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 旅費の算定を誤っていた講師について、差額の追加支給の手続きを行った。 また、職員会議で注意を喚起したほか、旅費規程に基づき、旅費の適切な執行を行うよう複数人によるチェック体制を確立した。</p>